



平成31年3月27日

各 位

会 社 名 株式会社くろがね工作所
代表者名 取締役社長 神足 泰弘
(コード: 7997、東証第2部)
問合せ先 専務取締役 神足 尚孝
(TEL. 06-6538-1010)

過年度の内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「平成30年11月期有価証券報告書及び過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」に記載しましたとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を本日付で提出致しました。

これと併せて、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、過年度の内部統制報告書の訂正報告書を本日付で近畿財務局へ提出致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第95期（自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日）
第96期（自 平成26年12月1日 至 平成27年11月30日）
第97期（自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日）
第98期（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正致します。
なお、第95期～第97期の訂正内容は全て同一であります。

訂正箇所は、 を付して表示しております。

（1）第95期～第96期

3【評価結果に関する事項】

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は平成29年11月末日時点で、特定の営業拠点において販売取引及び購買取引に係る会計処理について不適切な会計処理が認められ、財務報告に係る内部統制は有効でないと判断し、開示すべき重要な不備を是正すべく改善策を実行してまいりました。
また、平成30年11月期において、外部からの指摘があったことを契機に社内管理部門において確認を行ったところ、過年度にわたる会計処理の一部につき、不適切な会計処理が行われた可能性があることが認められました。更なる原因究明のため、平成30年12月14日付で調査の客觀性・中立性・専門性を確保するための、外部の専門家から構成される第三者調査委員会を設置し調査を行ってまいりました。その調査の結果、売上計上や仕入原価の処理の妥当性に問題があるとの同様の指摘があり、営業担当者に対する広範な権限付与と職務分担による牽制機能の欠如や人事異動の停滞等といったことが原因となっているとの調査報告を受け領いたしました。これは、全社的な内部統制及び業務プロセスにおける内部統制に不備があったことに起因するものと判断しております。これらの内部統制の不備は、特にマーケットボリュームとして大きい営業拠点での目標数字（売上・利益）達成のための過度なプレッシャー等が起因し、コンプライアンスの徹底が不十分であったこと、営業担当者に権限が集中してしまったこと、相互牽制機能が有効に機能しなかったこと等によるものと認識しております。これらのことについて総合的に勘案し、当社の全社的な内部統制及び業務プロセスの再評価を行った結果、開示すべき重要な不備があるものと判断いたしました。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、第三者調査委員会からの提言も真摯に受け止め、経

営陣における責任の明確化、コンプライアンス意識の醸成、取締役会における協議の充実化、監査役監査及び内部監査の充実、内部通報制度の仕組みの改善及び違法行為等を抑止する体制の整備等の見直しを実施いたします。また、販売部門及び購買部門の人員の再配置を行うと同時に、適時・適切な情報共有を図るための体制の見直し、補完的に情報の適正性を確認するための証憑の整備等の以下の再発防止策を講じることにより、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

- ① 売上管理部による売上物件ごとの取引内容の把握、関連証憑チェックの徹底
- ② 工務調達部による工事・作業についての発注、仕入検収の徹底
- ③ 営業管理部による仕入直送品の仕入検収の徹底
- ④ 経理部、売上管理部による外部倉庫への出荷売上の妥当性のチェック
- ⑤ 営業管理部による請求書チェックと請求書未発送理由報告書による管理の徹底
- ⑥ 売上管理部による注文書・作業及び工事完了証明書の原紙確認の徹底
- ⑦ 売上管理部による売上取消についての赤伝申請書他の確認の徹底
- ⑧ 売上管理部、経理部による長期仕掛物件・仮受金の管理と必要に応じてのヒアリングの実施

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度期末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(2) 第98期

3 【評価結果に関する事項】

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成29年11月期の決算処理過程におきまして、特定の営業拠点において売上計上に必要な契約内容及び完了報告、仕入計上に必要な発注内容及び検収報告等の承認手続に必要な情報が適切に提供されず、また営業管理部門におけるその確認作業の運用が不十分であったため、売上計上や仕入原価の処理の妥当性に問題のある処理が確認されました。また、平成30年11月期において、外部からの指摘があったことを契機に社内管理部門において確認を行ったところ、過年度にわたる会計処理の一部につき、不適切な会計処理が行われた可能性があることが認められました。更なる原因究明のため、平成30年12月14日付で調査の客観性・中立性・専門性を確保するための、外部の専門家から構成される第三者調査委員会を設置し調査を行ってまいりました。その調査の結果、売上計上や仕入原価の処理の妥当性に問題があるとの同様の指摘があり、営業担当者に対する広範な権限付与と職務分担による牽制機能の欠如や人事異動の停滞等といったことが原因となっているとの調査報告を受領いたしました。これらのことについて総合的に勘案し、当社の全社的な内部統制及び業務プロセスの再評価を行った結果、開示すべき重要な不備があるものと判断いたしました。

主な原因是、移転その他完工物件が翌期に遅延する状況等が発生し、また建築付帯設備機器事業においても医療物件の着工の延期、中止等、厳しい環境下にあったこと等により、特にマーケットボリュームとして大きい事務用家具部門（東京地区）での目標数字（売上・利益）達成に対するプレッシャーがあつたことによるものと認識しております。

当事業年度の末日までに是正されなかつた理由は、上記の誤りが事業年度末日後の財務諸表作成の過程で判明したためであります。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、第三者調査委員会からの提言も真摯に受け止め、経営陣における責任の明確化、コンプライアンス意識の醸成、取締役会における協議の充実化、監査役監査及び内部監査の充実、内部通報制度の仕組みの改善及び違法行為等を抑止する体制の整備等の見直しを実施いたします。また、販売部門及び購買部門の人員の再配置を行うと同時に、適時・適切な情報共有を図るための体制の見直し、補完的に情報の適正性を確認するための証憑の整備等の以下の再発防止策を講じることにより、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

- ① 売上管理部による売上物件ごとの取引内容の把握、関連証憑チェックの徹底
- ② 工務調達部による工事・作業についての発注、仕入検収の徹底
- ③ 営業管理部による仕入直送品の仕入検収の徹底
- ④ 経理部、売上管理部による外部倉庫への出荷売上の妥当性のチェック

- ⑤ 営業管理部による請求書チェックと請求書未発送理由報告書による管理の徹底
- ⑥ 売上管理部による注文書・作業及び工事完了証明書の原紙確認の徹底
- ⑦ 売上管理部による売上取消についての赤伝申請書他の確認の徹底
- ⑧ 売上管理部、経理部による長期仕掛け物件・仮受金の管理と必要に応じてのヒアリングの実施

(訂正前)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。従って当事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成29年11月期の決算処理過程におきまして、特定の営業拠点において売上計上に必要な契約内容及び完了報告、仕入計上に必要な発注内容及び検収報告等の承認手続に必要な情報が適切に提供されず、また営業管理部門におけるその確認作業の運用が不十分であったため、売上計上時期の妥当性や仕入原価の処理の妥当性に問題のある処理が確認されました。これは、販売及び購買業務プロセスにおける内部統制の運用に不備があったことに起因するものと判断しております。

主な原因は、移転その他完工物件が翌期に遅延する状況等が発生し、また建築付帯設備機器事業においても医療物件の着工の延期、中止等、厳しい環境下にあったこと等により、特にマーケットボリュームとして大きい事務用家具部門（東京地区）での目標数字（売上・利益）達成に対するプレッシャーがあったことによるものと認識しております。

当事業年度の末日までに是正されなかつた理由は、上記の誤りが事業年度末日後の財務諸表作成の過程で判明したためであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、営業管理部門及び購買部門の人員の再配置を行うとともに、適時・適切な情報共有を図るための業務処理統制における運用プロセスの見直し、補完的に情報の適正性を確認するための証憑の整備等の再発防止策を講じるとともに、役職員全員を対象としたコンプライアンス教育を徹底すること等により、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

なお、今回の内部統制の不備に起因する必要な修正事項は、すべて平成29年11月期の連結財務諸表及び財務諸表に反映しております。

以上